

山形市体育施設 施設貸出方法の変更（再開）について

（令和2年8月1日以降）

8月1日（土）より施設の貸出方法について、下記のとおり変更（再開）いたします。ひきつづき新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

1. 貸出時間を以下のとおり変更します。

施設名	貸出時間
山形市総合スポーツセンター 第一体育館、第二体育館、武道場 弓道場、軽運動場、大会議室、 第2・第3・第4会議室	9時から21時まで
屋内プール	10時から18時まで
きらやかスタジアム 屋内練習場、会議室	9時から21時まで
テニスコート	6時から21時まで（7月26日から） （日曜日は19時まで）
多用途広場	9時から21時まで （日曜日は19時まで）
南部体育館、江南体育館、福祉体育館	9時から21時まで
山形市弓道場	9時から21時まで
流通センター野球場、立谷川運動広場 西部運動広場、鋳物町運動広場	9時から日没まで
流通センター庭球場、西部庭球場、鋳物町庭球場	9時から日没まで
山形市球技場	9時から21時まで

2. 利用団体数の制限を解除します。

3. 利用できる区分を制限して（利用の前後を開けて）貸出を行っておりましたが、施設や貸出状況により緩和して対応します。なお、山形市総合スポーツセンターテニスコートは動線確保のため15面までの貸出とします。

【変更内容についての留意事項】

- 引き続き、「体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項」についてご協力をお願いします。
- 競技用の器具、用具は利用前後（利用時間内）に各団体で消毒してご利用ください。

※コロナウイルス関連の状況により、変更になる場合があります。

※大会、イベント等については、別途打合せ下さい。